

社会福祉法人釧路市社会福祉協議会

評議員及び役員等の費用弁償並びに報酬に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人釧路市社会福祉協議会(以下「本会」という。)における評議員及び役員等の費用弁償及び報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第17条に基づき置かれる理事及び監事をいい、役員等とは、役員と前号の評議員、定款第7条に基づく評議員選任・解任委員会の委員、定款第31条に基づく部会及び委員会の委員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(費用弁償の支給)

第3条 役員等(常勤役員を除く)がその職務のため、会議に出席したときは、別表1により費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合には、本会旅費支給規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

- 2 役員等が職務のため、出張したときは、本会旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。
- 3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その額は本会一般職員給与規程第12条の規定に準じる額とする。

(報酬等の支給)

第4条 定款第24条に定めるとおり、役員に対し、次のとおり報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員 報酬、賞与
- (2) 非常勤役員 無報酬

(報酬等の額の算定方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表2に定める額
- (2) 賞与 別表3に定める額

(支給の方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等及び費用(旅費を除く)の支給時期は、次に掲げる区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬及び通勤手当 毎月21日(ただし、その日が休日にあたるときは、一般職員給与規程第3条に準じた日とする)

(2) 賞与 毎年6月及び12月

2 第3条第1項及び第2項に規定する費用は、必要な都度支払うものとする。

3 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則(平成29年1月16日 規程第4号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則(平成30年3月19日 規程第9号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則(平成31年3月18日 規程第5号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和元年12月27日 規程第8号)

この規程は、令和2年1月1日から施行し、改正後の規定は平成31年4月1日に遡及して適用する。

附則(令和2年3月16日 規程第10号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月25日 規程第1号)

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和3年3月15日 規程第6号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月21日 規程第4号)

この規程は、令和6年3月21日から施行し、改正後の規定は令和5年4月1日に遡及して適用する。

附 則(令和7年3月18日 規程第2号)

この規程は、令和7年3月18日から施行し、改正後の規定は令和6年4月1日に遡及して適用する。

別表1 費用弁償の額

会議の区分	日 額
理事会、評議員会、事業会計監査、評議員選任・解任委員会、 地域福祉実践計画策定委員会	2,500円
上記以外の会議	1,500円

別表2 常勤役員の報酬

常務理事	月額	280,000円以下
------	----	------------

別表3 常勤役員の期末手当の額

常務理事	6月の賞与	報酬月額×3か月分以下
	12月の賞与	報酬月額×3か月分以下